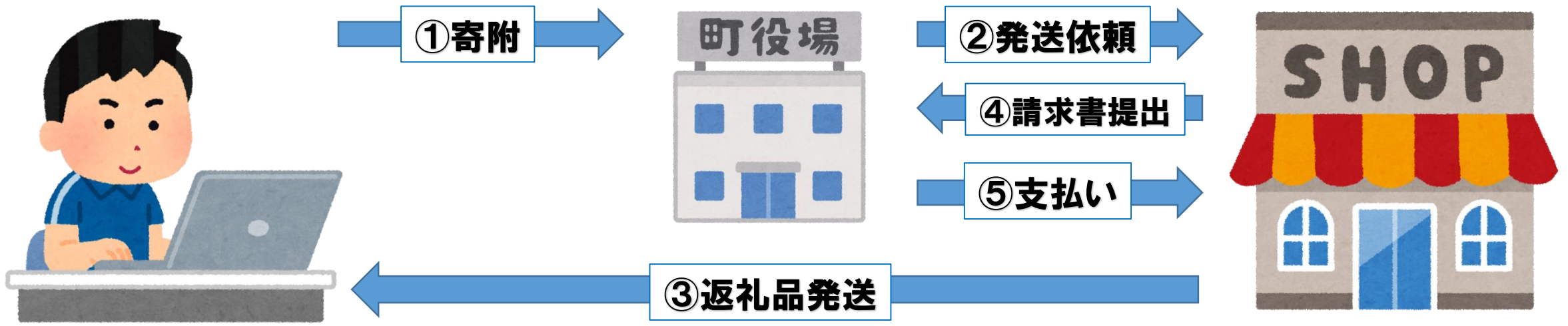


寄付者



①寄付者が白川町に寄附をします。

②事業者にはFAX又はメールで発送依頼文書を送ります。

③事業者から寄付者へ返礼品を発送します。

④役場に返礼品代金と送料を記載した請求書を提出します。（送料補助上限額1,000円）

⑤町から事業者へ支払いをします。